

D X 支援資金融資

区 D X

令和 4 年度版

融資名	資金使途	融資限度額	融資期間	据置期間	年利率	利子補給	信用保証料
D X 支援資金融資	運転資金 設備資金	5 0 0 0 万円	8 年以内	1 2 カ月 以内	2 . 0 % 以内	1.5%以内 〔本人負担 0.5%〕	全額 補助

融 資 対 象 者

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (1) 江戸川区中小企業 D X 促進・伴走支援事業による D X 専門アドバイザー派遣（以下「D X 伴走支援」という）を受け、D X 導入に関する計画を策定した事業者、または江戸川区デジタル技術活用促進助成金の交付決定を受けた事業者。
- (2) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (3) 江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、1年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (4) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人住民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第 15 条若しくは同法第 15 条の 4 の規定による徴収猶予又は同法第 20 条の 5 の 2 の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (5) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること（当該資格を取得又は当該許認可等を受けることが確実と見込まれる場合を含む。）
- (6) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

資 金 使 途

- ・ D X 伴走支援を受けている D X 導入に関する事業または江戸川区デジタル技術活用促進助成金の交付対象事業に関する下表の経費のうち、支払いが完了していない経費

機 械 装 置 費	機械装置等（専ら対象事業のために使用される機械・装置、工具・器具及びパッケージソフトウェア）の購入、製作、借用、稼働当初の保守費、改良、据付け及び修繕に要する費用
委 託 費	コンサルティング及びシステム設計・開発委託に要する費用
外 注 費	既保有の工作機械装置等の設計、改造及び電気工事等の外注作業に要する費用
クラウド使用料等	インターネット又はネットワークを介して情報を蓄積するサーバーの利用料等
専 門 家 等 依 頼 経 費	専門家から技術指導を受ける場合に要する費用（謝金及び旅費等）
デジタル技術習得経費	A I ・ I o T 等に関連する技術を習得するのに要する費用（講習受講料、教材費等）

上記事業において、一体的に導入される設備（サーバー・端末等）については、設置場所は区内外を問わない。

保 証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。(法人：原則として代表者、個人：原則不要)

申込みから融資実行まで

- (1) 申込書類(所定の申込書、事業計画書、納税証明書等)のほか、下表の資料を区に提出します。
- (2) 申込受付後、区は事業計画等についての資金使途、実現性等を審査します。
- (3) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。
- (4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (5) 融資実行後、金融機関を通じて、事業計画の実施を証明する資料(契約書(写)、領収書(写)等)を区に提出します。

申請に必要な書類

下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

1	江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書(黄色2枚組)【区指定様式】	
2	DX支援資金融資 事業計画書【区指定様式】	
3	利子補給金申請等委任状(白色2枚組)【区指定様式】	
4	信用保証料補助金交付申請書(青色2枚組)【区指定様式】	
5	資金使途や事業内容を確認する資料【様式は任意、写しも可】 ・使途を確認するための資料：機器等のカタログ、設計図面等 ・金額を確認するための資料：導入機器、設計、製作費、コンサルティング費用の見積書等 講習受講料・教材費等がわかるパンフレット等	
	《法人》	《個人》
6	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 印鑑証明書(法人のもの)2通	印鑑証明書(申込人のもの) 2通
7	法人税納税証明書 その1 又は 法人事業税納税証明書	所得税納税証明書 その1 又は 個人事業税納税証明書
8	法人都民税納税証明書 (又は法人市町村民税納税証明書)	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 江戸川区民は省略可

NPO法人の場合は、上記の書類に加えて、前事業年度の「事業報告書等」(写)(原則として東京都の受付印のあるもの)を添付
 「事業報告書等」... 事業報告書 計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録
 年間役員名簿 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面